

広島県避難所開設・運営訓練手引き  
「運営に必要な各種活動の理解」教材

# 生活環境整備 活動

**避難所で行う「生活環境整備活動」**

**何をしたらよいのでしょうか？**

## 施設の点検



施設の点検の様子（熊野東防災交流センター）

## ■具体的な取組み

- 生活環境全般の整備
- トイレの確保と管理
- その他必要な場所の確保と管理
- ペットの受入れ環境整備  
※ペットを受入れる避難所のみ
- 居住空間・共有空間の安全確保

## ■対応のポイント

- 生活環境を維持するため、**ライフライン等の設備の管理（定期的な点検等）**
- 生活環境を衛生的に保つための**トイレやゴミ置き場等の確保と管理**
- ペット飼育者とともに、**飼育環境の整備や管理**
- またペット飼育者に対して**ペットの飼育ルールの呼びかけ**
- 火気の取扱いや防犯の**ルールの周知・徹底**
- 夜間の定期的に見回りを行うなど、**防火対策、防犯対策を実施**

# 生活環境全般の整備 について

## ③生活環境管理班がすること

生活環境管理班は避難所運営において、「生活環境全般の整備」「トイレの確保と管理」「生活環境全般の衛生管理」「ペットの受け入れ環境整備」「共有空間・居住空間の安全管理（防火・防犯）」を行うことが主要な役割になります。

そのために、具体的には下記6つの業務を実施します。

### 1. 体制の構築

### 2. 生活環境全般の整備

### 3. トイレの確保と管理

### 4. ペットの受入れ環境の整備と管理

### 5. 居住空間・共有空間の安全確保

### 6. その他、必要な場所の確保と管理

定期的な班会議を行うなどして、生活環境管理班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

広島県『避難所開設・運営マニュアル』  
(標準版) p53

## 2. 生活環境全般の整備



## ■ 代替手段の例



左：非常用発電機 右：災害用トイレ  
(熊野東防災交流センター)



左：防災行政無線 右：ストーブ（空調器具）  
(落合小学校)

# トイレの対策の体制整備 について

## ③生活環境管理班がすること

生活環境管理班は避難所運営において、「生活環境全般の整備」「トイレの確保と管理」「生活環境全般の衛生管理」「ペットの受け入れ環境整備」「共有空間・居住空間の安全管理（防火・防犯）」を行うことが主要な役割になります。

そのために、具体的には下記6つの業務を実施します。

### 1.体制の構築

### 2.生活環境全般の整備

### 3.トイレの確保と管理

### 4.ペットの受け入れ環境の整備と管理




### 5.居住空間・共有空間の安全確保

### 6.その他、必要な場所の確保と管理

定期的な班会議を行うなどして、生活環境管理班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

広島県『避難所開設・運営マニュアル』  
(標準版) p54～56

## 3. トイレの確保と管理

災害用トイレの種類	概要	メリット
<p>携帯トイレ</p>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ</li> <li>● 吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる</li> <li>● 使用するたびに便袋を処分する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気、水が必要ない</li> <li>● 比較的安価で、少ないスペースで活用できる</li> <li>● 既存の個室と洋式トイレがあれば使用できる</li> </ul>
<p>簡易トイレ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて凝固剤等で水分を安定化させる</li> <li>● 使用するたびに便袋を処分する必要がある</li> <li>● 持ち運びが簡単であるため、被災者が家族・仲間と共有できる</li> <li>● トイレがない・洋式便器がない場合でも使用できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気・水が必要ない</li> <li>● 比較的安価、かつ少ないスペースで保管・活用できる</li> <li>● 既設の個室があれば使用できる</li> <li>● 既存の個室以外で使用する場合は、テントやパーテーション等で仕切れば使用できる</li> </ul>

衛生用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 手指消毒用のアルコール消毒液等</li> <li>□ ウェットティッシュ</li> <li>□ ペーパータオル（手洗い用）</li> </ul>
清掃用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 水（清掃用、消毒液希釈用）</li> <li>□ バケツ</li> <li>□ ビニール袋</li> <li>□ ホウキ・ちりとり</li> <li>□ 雑巾</li> <li>□ ブラシ</li> <li>□ トイレ用洗剤</li> </ul>
トイレ関連備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ トイレットペーパー</li> <li>□ 生理用品</li> <li>□ ペーパー分別ボックス / サニタリーボックス</li> <li>□ 消臭剤</li> <li>□ 消毒マット</li> <li>□ 汚物用ビニール袋、汚物用脱臭剤</li> </ul>

### トイレの備品例

出典：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」



携帯トイレの設置例（訓練）  
（中通地域交流センター）

### 災害用トイレの種類と概要例

出典：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

# 共有空間・居住空間の環境管理 について

## ③生活環境管理班がすること

生活環境管理班は避難所運営において、「生活環境全般の整備」「トイレの確保と管理」「生活環境全般の衛生管理」「ペットの受け入れ環境整備」「共有空間・居住空間の安全管理（防火・防犯）」を行うことが主要な役割になります。

そのために、具体的には下記6つの業務を実施します。

### 1.体制の構築

### 2.生活環境全般の整備

### 3.トイレの確保と管理

### 4.ペットの受け入れ環境の整備と管理

### 5.居住空間・共有空間の安全確保

### 6.その他、必要な場所の確保と管理

定期的な班会議を行うなどして、生活環境管理班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

広島県『避難所開設・運営マニュアル』  
(標準版) p58～62

## 6. その他、必要な場所の確保と管理



避難所のゴミ置き場の様子（熊本地震）  
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：益城町



断水中の手洗い場の様子（熊本地震）  
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：徳島県徳島市



避難所の更衣室の様子（熊本地震）  
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：西原村



避難所の物干し場の様子（熊本地震）  
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：益城町



居住空間の清掃の様子（熊本地震）  
出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：西原村

## 時間割

点灯	6 : 0 0	
朝食	7 : 0 0	2階ホールで配布
清掃	1 0 : 0 0	
昼食	1 2 : 0 0	2階ホールで配布
夕食	1 7 : 0 0	2階ホールで配布
消灯	2 1 : 0 0	

清掃時間等の例

# ペットの受入れ環境整備 について

※ペットを受入れる避難所のみ

## ③生活環境管理班がすること

生活環境管理班は避難所運営において、「生活環境全般の整備」「トイレの確保と管理」「生活環境全般の衛生管理」「ペットの受け入れ環境整備」「共有空間・居住空間の安全管理（防火・防犯）」を行うことが主要な役割になります。

そのために、具体的には下記6つの業務を実施します。

### 1.体制の構築

### 2.生活環境全般の整備

### 3.トイレの確保と管理

### 4.ペットの受入れ環境の整備と管理

### 5.居住空間・共有空間の安全確保

### 6.その他、必要な場所の確保と管理

定期的な班会議を行うなどして、生活環境管理班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

広島県『避難所開設・運営マニュアル』  
(標準版) p57

## 4. ペットの受け入れ環境の整備と管理



# 防火・防犯対策 について

## ③生活環境管理班がすること

生活環境管理班は避難所運営において、「生活環境全般の整備」「トイレの確保と管理」「生活環境全般の衛生管理」「ペットの受け入れ環境整備」「共有空間・居住空間の安全管理（防火・防犯）」を行うことが主要な役割になります。

そのために、具体的には下記6つの業務を実施します。

### 1.体制の構築

### 2.生活環境全般の整備

### 3.トイレの確保と管理

### 4.ペットの受け入れ環境の整備と管理

### 5.居住空間・共有空間の安全確保

### 6.その他、必要な場所の確保と管理

定期的な班会議を行うなどして、生活環境管理班内での情報共有をしっかりと行いましょう！

広島県『避難所開設・運営マニュアル』  
(標準版) p58～59

## 5. 居住空間、共有空間の安全確保



夜の避難所

出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：宇城市

## ■防火・防犯のポイント

### 【1】防火の対策

- 原則、居住間での火気取り扱い禁止する。
- 当番を決めて、自主検査表に基づき毎日検査をしてもらうよう呼び掛ける。
- 火気を取り扱う場所には、消火器と消火用バケツを設置する。

### 【2】防犯の対策

- 女性や子どもに対する暴力防止や、避難所内の不審者排除のため見回りを行う。
- 当番制で、防火・防犯の見回りに協力してもらえよう避難者への呼びかけを行い、協力依頼をする。
- 原則、夜間に複数人のチームで避難所内外の見回りを行う。
- 腕章やビブス（ゼッケン）などを着用した上で、見回りを実施するよう依頼する。
- 見回りにおける確認においては、夜間の扉の閉鎖や必要な施錠がされているかどうかのチェックも含めて行う。

出典：広島県「避難所開設・運営マニュアル（標準版）」ポイント集